

6 環境騒音の状況

1 目的

騒音規制法第 21 条の 2 の規定に基づき、道路に面する地域以外の一般地域における騒音について、環境基準の達成状況を把握するため、測定を実施しました。

2 測定期間 : 令和 4 年 6 月～11 月

3 測定地点 (表 - 1 参照)

道路に面する地域以外の一般地域 (騒音に係る環境基準の類型指定地域内) において、平、小名浜、勿来等の地区を代表する 10 地点を選定しました。

4 測定結果の概要

測定結果は、表 - 1 に示すとおりです。すべての地点で昼夜間ともに環境基準を達成しました。

表 - 1 測定地点及び結果

(単位: デシベル)

No.	測定地点	用途地域	類型	測定結果		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	中央台鹿島 1 丁目地内 (大気汚染常時監視局 (中央台局))	第一種低層住居専用地域	A	47	44	55	45
2	四倉町字西 4 丁目地内 (四倉支所)	第一種住居地域	B	46	41		
3	中央台飯野 4 丁目地内 (中央台公民館)	第二種住居地域	B	43	39		
4	小名浜大原字六反田地内 (環境監視センター)	第一種住居地域	B	55	41		
5	小名浜花畑地内 (小名浜地区保健福祉センター)	商業地域	C	55	42	60	50
6	小名浜玉川町地内 (玉川北公園)	第一種中高層住居専用地域	A	44	38	55	45
7	金山町朝日台地内 (大気汚染常時監視局 (金山局))	市街化調整区域	B	48	43		
8	山田町林崎前地内 (山田公民館)	市街化調整区域	B	47	43		
9	内郷宮町代地内 (内郷市民運動場)	市街化調整区域	B	45	37	60	50
10	常磐湯本町向田地内 (いわき市石炭・化石館)	工業地域	C	48	40		

(注) 1 用途地域とは、都市計画法に定める用途地域を示します。

2 類型とは、騒音に係る環境基準の類型を示します。

3 昼間とは午前 6 時から午後 10 時まで、夜間とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間帯を示します。